

災害時の食料及び生活必需品等に関する備蓄の考え方

1. 目的

被災者の避難生活に必要な**物資の品目や量、各主体の役割の基本的な方向性**を定め、平時から計画的な備蓄に取り組むことで、災害時に実効性のある備蓄体制の整備に取り組む。

2. 基本的考え

- (1) 災害用備蓄は、自助の考えに基づき、**県民自らが、食料や飲料水、生活必需品等を確保することを基本**とする。
- (2) 自治体は、被災により備蓄した物資の確保が困難な住民等、自助・共助が及ばない分を、備蓄及び調達をもって補完(公助)する。

まずは、県民一人一人が、「3日分」の備えをしっかりと準備しておくことが大事！



3. 役割

【自助・共助】・県民(家庭、企業・事業所、学校等)

:災害発生から、交通状況を含む流通機能の回復が見込まれるまでの「**最低3日間、推奨1週間**」分の必要な物資等は、県民が自らの備蓄で賄うことが原則。

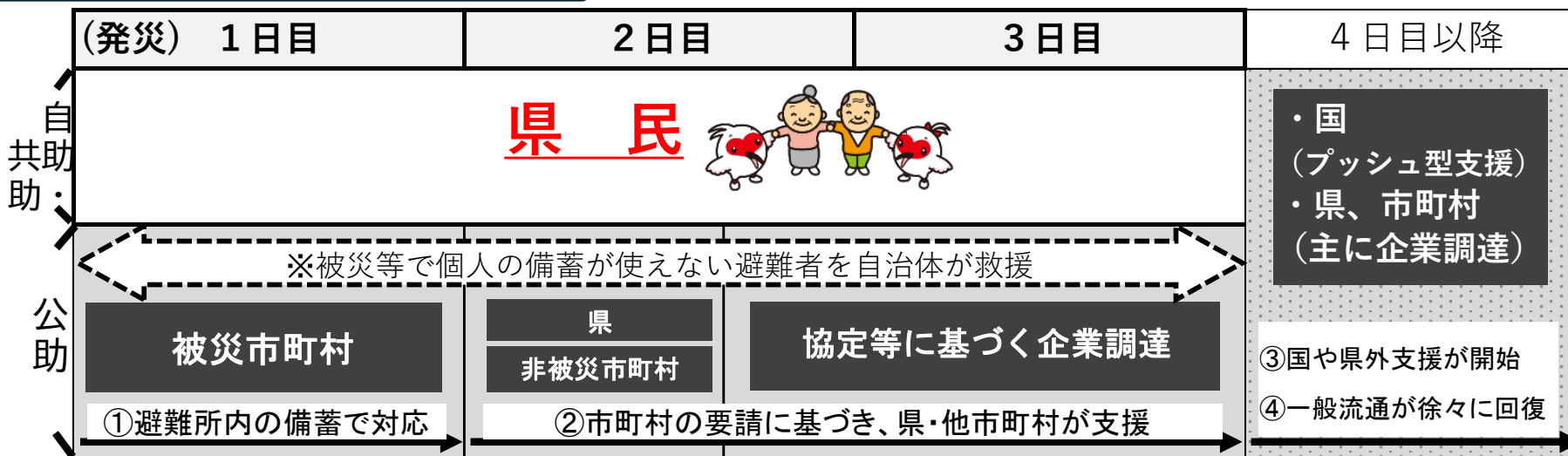
【公助】・市町村:住家や施設の被災により、備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者の救援のために必要となる物資等を備蓄。

※ 被災を免れた市町村(非被災市町村)は、当該備蓄を被災市町村への支援に充てることも想定。

・県:分散備蓄(上・中・下越及び佐渡)をして、物資の供給が困難な市町村を補完。

そのうえで、県と市町村も必要となる物資の内容を検討して備えているんだね。

災害に「皆で備える」というイメージ



新たに整理する備蓄の考え方のポイント

1. 整理の趣旨

令和6年能登半島地震を踏まえた国の動向※ や県の防災対策検討会の報告書等で示された、避難生活に必要な物資等の考え方を踏まえて、現状に即した実効性のある備蓄体制の構築に取り組む。

※「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(R6.12改定)、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(R6.11公表)等

2. 県および市町村が備蓄を想定する災害と避難者

【想定災害】最大の避難者数を見込む自然災害

〔 県 〕 : 長岡平野西縁断層帯(地震)

〔市町村〕 : 各々の最大避難者数を想定する災害

【想定避難者】被災により、備蓄した物資等の持出が困難な避難者(全壊世帯等)

県と市町村は、災害時に家庭内備蓄が使えなくなることを想定して備蓄しているんだね！



3. 備蓄の品目

(1) 重要品目(主に個人が備える、被災者の命と生活環境に不可欠な物資)

※県と市町村は、目標値を設定し、計画的な備蓄に取り組む

〔食料、飲料水、毛布、乳児用粉・液体ミルク、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品〕



重要品目は、家族構成や生活スタイル等で、必要となる内容に個人差があるので、一人一人がしっかり備えておこう！



(2) その他主要品目(主に自治体が備える、避難所環境整備や感染症対策に必要な物資)

※県と市町村は、必要数量等を個別に検討し、備蓄に努める

〔パーティション(間仕切り)、簡易ベッド、冷暖房器具、発電機・蓄電池、衛生用品(マスク、消毒液等)、弾性ストッキング〕



4. 「皆で備える」という考え方

(1) 発災からの3日間は、避難生活に必要な食料や生活必需品等は、原則、**県民(家庭・企業・事業所・学校等)**自らの備蓄で対応

(2) 被災で備蓄を持ち出せない避難者等を想定して、**県と市町村**は、避難生活3日分の物資等の救援体制を確保

(3) 4日目以降は、**国や県外からの物資支援**や、一般流通の回復等も見込まれることから、対応し得るあらゆる手段を以って、各主体が物資を確保



5. その他

・本内容は、備蓄体制の整備の基本的な方向性を定めるうえでの、共通の考え方を示すものであり、**市町村は地域の事情や特性を考慮して備蓄に努める。**

・本内容を踏まえ、県及び市町村は、備蓄目標量を定め、**令和9年度からの5カ年計画(～令和13年度)**で、計画的な備蓄に努める。

・上記に掲げる備蓄の品目を中心に、**県と市町村は年1回、備蓄状況を公表する。**(公表の時期・方法は、各自治体ごとに検討のうえ実施)